

債権者及び株主等関係者 各位

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成 30 年 10 月 1 日であり、甲は会社法第 796 条第 2 項、乙は同第 784 条第 1 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 ヶ月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.kitagin.co.jp/>

(乙) 掲載紙	官報
掲載の日付	平成 30 年 7 月 11 日
掲載頁	67 頁 (号外第 152 号)

平成 30 年 7 月 20 日

岩手県盛岡市中央通一丁目 6 番 7 号

(甲) 株式会社北日本銀行

取締役頭取 柴田 克洋

岩手県盛岡市中央通一丁目 6 番 7 号

(乙) きたぎんビジネスサービス株式会社

取締役社長 島山 和男